

第267回山形県開発審査会議事録

1 日 時

平成27年11月25日(水) 13時30分から14時30分まで

2 場 所

県庁 10階 1001会議室

3 出席委員 飯野委員、井上委員、鈴木委員、向田委員、本木委員 5名
欠席委員 國井委員、今田委員 2名

4 事務局報告

山形県開発審査会条例第5条第3項により本審査会が開会要件を満たしていることを事務局から報告し、佐藤都市計画課長があいさつした。

5 開会

山形県開発審査会条例第5条第2項の規定により、本木会長が議長となった。

6 議 事

(議 長)

それでは議事に入ります。

始めに、本日の議事録署名委員2名を私から指名いたします。鈴木委員、向田委員、以上の両委員をお願いいたします。

(議 長)

「山形県開発審査会提案基準」及び「審査会への事後報告による事務処理として取扱うもの」の一部改正について、事務局の報告を求めます。

(事 務 局)

(県土整備部都市計画課 鈴木主事が報告)

(議 長)

以上の報告ですが、御意見、御質問等ございませんか。

特にないので次の議事に入ります。

(議 長)

今回の議事は、事後報告案件が2件です。

2件とも、現行提案基準等の施行前に申請された案件のため、従来の手続きに従い、開発審査会の承認を必要とするものでございます。

案件の公開・非公開の別については、個人のプライバシーに関するものなので、非公開といたします。

それでは、非公開案件に入ります。事務局の報告を求めます。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 鈴木主事が説明)

(議 長)

以上の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(議 長)

遊佐町の案件について、10ページより市街化区域からの距離が約300mと確認できるとありましたが、この色が塗られている部分が市街化区域なのですか。色の違いはなんですか。

(事務局)

10ページにつきましては、赤の点線部分が都市計画区域を、色が塗られている所が市街化区域を表しております。色の塗られていない部分は市街化調整区域です。用途別に色が塗り分けられております。

(議 長)

わかりました。

他に御意見、御質問等ございませんか。

特にないようですので、事後報告案件2件については、承認することとしていかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、承認することといたします。

これにて、本日の議事を終了します。

7 その他

「都市計画に係る最近の動きについて」説明した。

(閉会 14時30分)